

令和 7 年 3 月 12 日

非課税口座約款の改訂について

平素は北海道信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和 6 年度税制改正等に伴い、下記のとおり非課税口座約款を改訂するのでお知らせいたします。

記

1. 改訂日

令和 7 年 4 月 1 日（火）

2. 対象約款

非課税口座約款

※改訂後の約款については[こちら](#)をご覧ください。

3. 主な改訂内容

- ・勘定廃止通知書及び非課税口座廃止通知書の電磁的提供にかかる取扱いの記載追加
- ・つみたてNISA、非課税管理勘定及び累積投資勘定の文言削除
- ・非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続きにかかる記載削除

※改訂内容詳細につきましては、次頁以降の「新旧対照表」をご覧ください。

以 上



北海道信用金庫
HOKKAIDO SHINKIN BANK

「非課税口座約款」新旧対照表

改訂後（改訂部を赤字で記載）	改訂前（改訂部に____表示）
1. （略） 2. 非課税口座開設届出書等の提出等 (1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の原則 11 月末日までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当金庫以外の証券会社又は他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」又は勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの（以下「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」といいます。）、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」又は「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 20 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 33 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」又は「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」又は非課税口座廃	1. （略） 2. 非課税口座開設届出書等の提出等 (1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の原則 11 月末日までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当金庫以外の証券会社又は他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」）をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 19 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因

改訂後（改訂部を赤字で記載）	改訂前（改訂部に____表示）
止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出される場合において、当該廃止通知書の交付又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書又は非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。 (2) 非課税口座を開設したことがある場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」又は「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」が添付されている場合を除き、当金庫及び証券会社若しくは他の金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。 (3)～(7)（略） (8) 2028年10月1日以後、当金庫が申込者から「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」又は「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」の提出を受けた場合、当金庫は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当金庫においては、所轄税務署長から当金庫に申込者の特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、申込者からの投資信託の募集又は買付の申込み等を受け付けないことといたします。 3. 非課税管理勘定の設定 (1)（略） (2) 上記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」、又は「非課税口座廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非	となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。 (2) 非課税口座を開設したことがある場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」が添付されている場合を除き、当金庫及び証券会社若しくは他の金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。 (3)～(7)（略） (8) 2028年<u>1</u>月1日以後、当金庫が申込者から「非課税口座開設届出書」に加えて「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」の提出を受けた場合、当金庫は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当金庫においては、所轄税務署長から当金庫に申込者の特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、申込者からの投資信託の募集又は買付の申込み等を受け付けないことといたします。 3. 非課税管理勘定の設定 (1)（略） (2) 上記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非

改訂後（改訂部を赤字で記載）	改訂前（改訂部に____表示）
非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。 3の2．累積投資勘定の設定 (1)（略） (2) 上記(1)の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」、又は「非課税口座廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。 3の3．特定累積投資勘定の設定 (1)（略） (2) 上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」又は「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。 3の4．（略） 4．～5の3．（略） 5の4．特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲 (1) 当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が	課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。 3の2．累積投資勘定の設定 (1)（略） (2) 上記(1)の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。 3の3．特定累積投資勘定の設定 (1)（略） (2) 上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。 3の4．（略） 4．～5の3．（略） 5の4．特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲 (1) 当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が

改訂後（改訂部を赤字で記載）	改訂前（改訂部に表示）
開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載又は記録がされるものに限り、 「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で、以下の①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ①（略） ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項において準用する同条第 12 項各号に規定する投資信託 (2) 特定非課税管理勘定には、前項①に掲げる投資信託で次の各号に定めるものを受け入れることができません。 ①～②（略） 6. 非課税口座を通じた取引 (1)～(3)（略） (4) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定において、2023 年 12 月末時点で定時定額購入取引に係る契約をしている場合、2024 年以降、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。定時定額購入取引に係る契約を変更又は中止する場合等には、当金庫へお申し出ください。 ①～②（略） 7. （略） 8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知 (1)～(3)（略） (4) 申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの投資信託の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項において準用する同条第 12 項各号に規定する投資信託に係る事由のもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項各号に規定する事由により取得する投資信託で、特定非課税管理勘定に受け入れなかったもの	開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載又は記録がされるものに限り、 「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で、以下の①、②に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ①（略） ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する投資信託 (2) 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める投資信託を受け入れることができません。 ①～②（略） 6. 非課税口座を通じた取引 (1)～(3)（略） (4) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定において、2023 年 12 月末時点で定時定額購入取引に係る契約をしている場合、2024 年以降、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。<u>2024 年以降の定時定額購入取引に係る契約を変更又は中止する場合等には、2023 年 12 月 15 日までに当金庫へお申し出ください。</u> ①～②（略） 7. （略） 8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知 (1)～(3)（略） (4) 申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの投資信託の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する投資信託に係る事由のもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項各号に規定する事由により取得する投資信託で、特定非課税管理勘定に受け入れなかったもの

改訂後（改訂部を赤字で記載）	改訂前（改訂部に____表示）
であって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、申込者（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者）に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。 9. ～ 11. （略） （削除） 12. 届出事項の変更 （略） 13. 契約の終了 （略） 14. 免責事項 （略） 15. 合意管轄 （略） 16. 約款の変更 （略） （令和7年4月改訂）	であって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、申込者（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者）に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。 9. ～ 11. （略） <u>12. 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き</u> <u>申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、変更しようとする年の原則 11 月末日までに、当金庫に対して「非課税口座異動届出書（勘定変更用）」をご提出いただく必要があります。なお、当該異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に投資信託の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該異動届出書を受理することができません。</u> <u>13. 届出事項の変更</u> （略） <u>14. 契約の終了</u> （略） <u>15. 免責事項</u> （略） <u>16. 合意管轄</u> （略） <u>17. 約款の変更</u> （略） <u>（令和6年1月改訂）</u>

以上